

# 公立大学法人広島市立大学 一般事業主行動計画

## (次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の基本理念に則り、教職員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりや女性が活躍できる職場環境整備を行うよう、一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

### 1 計画期間

2022年4月1日～2024年3月31日（2か年）

### 2 計画内容

**目標①：妊娠、出産、育児を支援する制度の充実を図るとともに、教職員に支援制度を周知し、積極的な活用を促進する。**

<取組内容>（2022年4月～）

- ・妊娠、出産、育児に関する休暇・休業に関する新たな制度の導入や見直しを行う。
- ・育児等に関する支援制度について、学内ポータルサイトや電子メール等により教職員に積極的な情報提供を行う。
- ・教職員に育児等の各種支援制度を周知する。

**目標②：教職員の年次有給休暇取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。**

<取組内容>（2022年4月～）

- ・教職員の年次有給休暇の取得状況を定期的に把握する。
- ・年次有給休暇の積極的な取得を呼びかけ、休暇取得に対する意識改革を行う。
- ・夏季や年末年始等に休暇の連続取得を奨励するなど、休暇取得日数の増加に向けた取組を検討のうえ実施する。
- ・業務の廃止・効率化・簡素化・平準化に取り組み、休暇が取得しやすい環境づくりを進める。

**目標③：教員の女性比率を各年0.8%増やす。**

<取組内容>（2022年4月～）

- ・募集情報において本学の男女共同参画の方針等について積極的に広報する。
- ・女性教員限定公募や女性教員優先採用を実施する。
- ・男女共同参画や女性活躍推進に関する情報提供を行い、学内の意識醸成を図る。

**目標④：事務職員の時間外勤務時間を月平均15時間未満とする。**

<取組内容>（2022年4月～）

- ・定期的に時間外勤務時間の実態を把握した上で、時間外勤務縮減に向けて組織的に対応する。
- ・業務分担の見直しや業務の廃止・効率化・簡素化・平準化に取り組み、時間外勤務の縮減を図る。
- ・定時退勤の推奨など、時間外勤務の縮減に向けての意識醸成を図る。
- ・年間の業務スケジュール等を踏まえて、業務に即した具体的・計画的な取組を実施することにより、時間外勤務の縮減を図る。